

第10回 鬼北町農業委員会総会 議事録

1. 開催日時 平成30年4月25日(水) 午後1時30分～午後2時50分

2. 開催場所 中央公民館 3階 大会議室

3. 出席委員(13名)

1	高田洋一	3	松岡照明	4	中平勝則	5	二宮正宏
6	有田亜佳	7	高田光一	8	芝貞弘	9	古用敏彦
10	山本一人	11	清家壽秋	12	青木武司	13	谷口雄記
14	川平定計						

4. 欠席委員(1名)

2	赤松拓也
---	------

5. 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名について

日程第2 議案第45号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第3 議案第46号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による鬼北町農用地利用集積計画(案)の決定について

日程第4 議案第47号 平成29年度目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)及び平成30年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)について

6. 農業委員会事務局職員

局長	松本秀治	次長	渡辺美枝	主事	毛利巧
----	------	----	------	----	-----

7. 会議の概要

事務局	<p>定刻となりましたので、ただ今から第10回鬼北町農業委員会総会を始めさせていただきます。</p> <p>皆様ご起立をお願いします。</p> <p>一同、礼。</p> <p>よろしくお願いいたします。</p> <p>ご着席ください。</p> <p>それでは開会の挨拶を川平会長よりいただきたいと思います。</p>
会長	<p>天気のいい日が続いていましたが、雨が降ってから気温が下がっています。</p> <p>農業委員の皆さんも田植えの時期で忙しいと思いますが、農作業事故がないよう、安全に注意していただけたらと思います。</p> <p>本日は第10回農業委員会総会という事で、事前に資料が届いていますので、その内容に基づきまして審議していただきたいと思います。</p> <p>よろしくお願いいたします。</p>
事務局	<p>ありがとうございました。</p> <p>これから議事の進行につきましては、会議規則第7条によりまして、会長が執り行います。</p> <p>よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>ただいまの出席委員は、13名であります。</p> <p>赤松拓也委員から欠席の連絡を受けています。</p> <p>定数に達しておりますので、これより第10回鬼北町農業委員会総会を開会いたします。</p>
議長	<p>これより本日の会議を開きます。</p> <p>お手元に本日の議案書の差し替えがございますので確認をお願いします。</p> <p>本日の議事日程は、先日配布してあります次第のとおりといたします。</p> <p>各委員のご協力をお願いします。</p>
議長	<p>日程第1 「議事録署名委員の指名について」</p> <p>鬼北町農業委員会会議規則第39条の規定により、本日の議事録署名委員に4番 中平勝則委員、5番 二宮正宏委員、以上の両委員を指名いたします。</p> <p>よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>日程第2 議案第45号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。</p> <p>それでは順位1番及び2番について、有田亜佳委員より説明願います。</p>
有田委員	<p>議席番号6番 有田です。</p> <p>議案第45号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位1番及び2番について説明をします。</p> <p>まず順位1番について説明します。</p>
	<p>【議案書に基づき、議案第45号 順位1番 説明】</p>
有田委員	<p>4月18日に譲渡人、譲受人、事務局2名、上甲推進委員、私の計6名で現</p>

	地調査を行いました。 続いて現地調査で確認しました内容を調査書に基づき報告をします。
	【調査書に基づき、議案第45号 順位1番 説明】
有田委員	以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。 続いて2番について説明をします。
	【議案書に基づき、議案第45号 順位2番 説明】
有田委員	4月18日に譲渡人、譲受人、事務局2名、上甲推進委員、私の計6名で現地調査を行いました。 続いて現地調査で確認しました内容を調査書に基づき報告をします。
	【調査書に基づき、議案第45号 順位2番 説明】
有田委員	以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。 ご審議のほどよろしく申し上げます。
議長	ただ今、担当委員からの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。 順位1番についてご意見ありませんか。
	(質問、意見等なし)
議長	はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第45号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位1番は申請のとおり許可することにご異議ございませんか。
各委員	異議なし。
議長	異議なしと認めます。 よって、議案第45号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位1番は申請のとおり許可することと決定させていただきます。
議長	続いて順位2番について質疑討論を行います。 ご意見ありませんか。
	(質問、意見等なし)
議長	はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第45号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位2番は申請のとおり許可することにご異議ございませんか。
各委員	異議なし。
議長	異議なしと認めます。 よって、議案第45号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位2番は申請のとおり許可することと決定させていただきます。
議長	続いて順位3番について、山本一人委員より説明願います。

山本委員	議席番号10番 山本です。 議案第45号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位3番について説明をします。
	【議案書に基づき、議案第45号 順位3番 説明】
山本委員	4月18日に譲渡人、譲受人、事務局2名、宇都宮推進委員、私の計6名で現地調査を行いました。 続いて現地調査で確認しました内容を調査書に基づき報告をします。
	【調査書に基づき、議案第45号 順位3番 説明】
山本委員	以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。 ご審議のほどよろしくお願ひします。
議長	ただ今、担当委員からの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。 ご意見ありませんか。
	(質問、意見等なし)
議長	はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第45号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位3番は申請のとおり許可することにご異議ございませんか。
各委員	異議なし。
議長	異議なしと認めます。 よって、議案第45号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位3番は申請のとおり許可することと決定させていただきます。
議長	続いて順位4番について、青木武司委員より説明願ひます。
青木委員	議席番号12番 青木です。 議案第45号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位4番について説明をします。
	【議案書に基づき、議案第45号 順位4番 説明】
青木委員	4月19日に譲渡人、譲受人、事務局2名、柿本推進委員、私の計6名で現地調査を行いました。 続いて現地調査で確認しました内容を調査書に基づき報告をします。
	【調査書に基づき、議案第45号 順位4番 説明】
青木委員	以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。 ご審議のほどよろしくお願ひします。
議長	ただ今、担当委員からの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。 ご意見ありませんか。

	(質問、意見等なし)
議長	はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第45号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位4番は申請のとおり許可することにご異議ございませんか。
各委員	異議なし。
議長	異議なしと認めます。 よって、議案第45号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位4番は申請のとおり許可することと決定させていただきます。
議長	ここで、議長を会長職務代理者である谷口雄記委員に交代します。
	(議長を交代)
議長	議長を交代しました。 順位5番及び6番について、川平定計委員より説明願います。
川平委員	議席番号14番 川平です。 議案第45号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位5番及び6番について説明をします。 まず順位5番について説明します。
	【議案書に基づき、議案第45号 順位5番 説明】
川平委員	4月19日に譲渡人、譲受人、事務局2名、山本推進委員、私の計6名で現地調査を行いました。 続いて現地調査で確認しました内容を調査書に基づき報告をします。
	【調査書に基づき、議案第45号 順位5番 説明】
川平委員	以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。 続いて6番について説明をします。
	【議案書に基づき、議案第45号 順位6番 説明】
川平委員	4月19日に譲渡人、譲受人、事務局2名、山本推進委員、私の計6名で現地調査を行いました。 続いて現地調査で確認しました内容を調査書に基づき報告をします。
	【調査書に基づき、議案第45号 順位6番 説明】
川平委員	以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。 ご審議のほどよろしく申し上げます。
議長	ただ今、担当委員からの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。 順位5番についてご意見ありませんか。
	(質問、意見等なし)

議 長	はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第45号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位5番は申請のとおり許可することにご異議ございませんか。
各 委 員	異議なし。
議 長	異議なしと認めます。 よって、議案第45号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位5番は申請のとおり許可することと決定させていただきます。
議 長	続いて順位6番について質疑討論を行います。 ご意見ありませんか。
清 家 委 員	はい。
議 長	清家委員。
清 家 委 員	議席番号11番 清家です。 登記地目と現況地目が異なるものを許可した場合、登記地目はどちらになりますか。
議 長	事務局。
事 務 局	登記に関しては法務局での手続きになりますので、登記地目が現況に合わせるかどうかは分かりません。
清 家 委 員	もう一点かまいませんか。 もし、倉庫が建っている農地の売買などを許可した場合、問題はないのでしょうか。
事 務 局	決められた面積内の農業用倉庫等で転用許可の要らないものもあるので、倉庫の種類にもよりますが、違反転用に該当するものは3条の申請ではなく転用の申請を出してもらうよう農業委員会で指導します。
清 家 委 員	分かりました。
議 長	他に質問はありませんか。
	(質問、意見等なし)
議 長	はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第45号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位6番は申請のとおり許可することにご異議ございませんか。
各 委 員	異議なし。
議 長	異議なしと認めます。 よって、議案第45号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位6番は申請のとおり許可することと決定させていただきます。
議 長	議長を川平定計委員に交代します。
	(議長を交代)

議 長	議長を交代しました。
議 長	日程第3 議案第46号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による鬼北町農用地利用集積計画(案)の決定について」を議題といたします。 なお、順位27番は委員の関係する案件ですので、農業委員会等に関する法律第31条の規定により議事参与の制限がございます。 まず、順位1番から26番までを一括審議し、順位27番は該当委員退席後に審議します。 順位1番から26番まで事務局より説明願います。
事 務 局	それでは、町長から審議依頼のありました議案第46号について順位1番から順に読み上げて説明とさせていただきます。 読み上げる項目につきましては順位の番号、貸人の大字名と氏名。借人の大字名と氏名、契約地の地番、地目、面積、備考欄といたします。
	【議案書に基づき、議案第46号 順位1番から26番 説明】
事 務 局	以上でございます。 ご審議の程よろしくお願いいたします。
議 長	ただ今、順位1番から26番の説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。 ご意見ありませんか。
	(質問、意見等なし)
議 長	はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第46号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による鬼北町農用地利用集積計画(案)の決定について」、順位1番から26番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
各 委 員	異議なし。
議 長	異議なしと認めます。 よって、議案第46号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による鬼北町農用地利用集積計画(案)の決定について」、順位1番から26番につきましては、原案のとおり決定させていただきます。
議 長	〇〇委員は退席願います。
	(〇〇委員 退席)
議 長	それでは、順位27番について事務局より説明願います。
事 務 局	順位27番について説明します。
	【議案書に基づき、議案第46号 順位27番 説明】
事 務 局	以上でございます。 ご審議の程よろしくお願いいたします。

議 長	ただ今、順位 27 番の説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。 ご意見ありませんか。
	(質問、意見等なし)
議 長	はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第 46 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による鬼北町農用地利用集積計画(案)の決定について」、順位 27 番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
各 委 員	異議なし。
議 長	異議なしと認めます。 よって、議案第 46 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による鬼北町農用地利用集積計画(案)の決定について」、順位 27 番につきましては、原案のとおり決定させていただきます。
議 長	事務局は〇〇委員を呼んできてください。
	(〇〇委員 着席)
議 長	なお、本日付で、異議の無い旨決定したことを町長に通知します。
議 長	日程第 4 議案第 47 号「平成 29 年度目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)及び平成 30 年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)について」を議題といたします。 事務局より説明願います。
事 務 局	失礼します。 議案第 47 号「平成 29 年度目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)及び平成 30 年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)について」を説明します。
	【議案書に基づき、議案第 47 号 説明】
事 務 局	以上で説明を終わります。 また平成 29 年度目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)については承認いただいた後、ホームページに掲載して 1 ヶ月間パブリックコメントの募集期間を設け、募集期間内に特に意見がなければ、そのまま決定としてホームページに掲載することとしております。
議 長	ただ今、事務局からの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。 ご意見ありませんか。
赤 松 委 員	かまいませんか。
議 長	赤松委員。
赤 松 委 員	推進委員の赤松です。

	先ほど事務局の説明でパブリックコメントを募集するとありましたが、過去に町民から意見はありましたか。
議長	事務局。
事務局	ありません。
赤松委員	分かりました。
山本委員	いいですか。
議長	山本委員。
山本委員	議席番号10番 山本です。 農地パトロールで見つけた遊休農地は地番で公開しているのでしょうか。
議長	事務局。
事務局	個人情報の観点から地番で公開はしていません。 もし農地を探している方が来ましたら、見つけた遊休農地を紹介します。 また耕作してもらおう人を探してもらえないかと相談がありましたら、農業委員さんにその地番を伝えて探してもらいます。
議長	事務局から借り手を探してくださいと頼まれますが、見つからないのが現状です。
清家委員	かまいませんか。
議長	清家委員。
清家委員	農家の方は高齢の方が多いので、インターネットからホームページを見ることのできない人もいます。 他の情報の公開方法も考える必要があると思います。
事務局	ホームページ以外の公開方法については今後、検討します。 ホームページを見ることのできない方には委員の皆さんから、事務局で閲覧することができるという周知をお願いします。
中平委員	いいですか。
議長	中平委員
中平委員	議席番号4番 中平です。 遊休農地について把握しているのですか。
事務局	はい。
中平委員	それであれば、山際の竹が生えてしまっているところなど、耕作できる状態に戻すことができない農地もあるので、遊休農地ではなく、農地から外すべきではないのでしょうか。
谷口委員	かまいませんか。
議長	谷口委員。

谷口委員	議席番号13番 谷口です。 農地から外していく場合、総会で審議しないといけないことと、以前私が担当した非農地証明の案件の中には雑木がない雑草地で、非農地と判断がしにくいことがありました。 非農地の判断基準は国で決められているので、これに関しては基準が変わらない限りは遊休農地全てを非農地とするのは難しいと思います。
高田委員	すいません。いいですか。
議長	高田委員。
高田委員	付け加えて言わせてもらいますと、旧広見町は基盤整備した農地と今後基盤整備が見込まれる農地を農振農用地に指定しています。 旧日吉村はほぼ全ての農地を農振農用地に指定しているので農振から農地を外しすぎると今度は国からの補助が受けられなくなり、水路の補修などが難しくなります。
議長	この案件については終わりがありませんので一旦終了とさせていただきます。
議長	他にご意見ありませんか。
	(質問、意見等なし)
議長	はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第47号「平成29年度目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)及び平成30年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)について」、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
各委員	異議なし。
議長	異議なしと認めます。 よって、議案第47号「平成29年度目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)及び平成30年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)について」、原案のとおり決定することといたします。
議長	以上で本日の議案の審議は全て終了いたしました。 ご協力ありがとうございました。
議長	以上で第10回鬼北町農業委員会総会を閉会いたします。
	議事録署名委員
	4番
	5番